

令和 7 年度狩猟免許試験実施案内

はじめに

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、令和 7 年度の狩猟免許試験を、以下のとおり実施します。

- 多くの受験希望者が見込まれるため、事前申込を行い、申込の受付をした方のみ、本申請（正式な申請）を行っていただきます。
- 事前申込は、ちば電子申請サービスによる先着順（各回の定員の 8 割）又は郵送受付による先着順（各回の定員の 2 割）のいずれかの方法となります。
- 郵送受付による先着順で申込をされた方は、ちば電子申請サービスによる先着順での申込はできません。両方に申込をした場合は、郵送受付による先着順及びちば電子申請サービスによる先着順の両方の申込が無効となります。
- より多くの方に受験していただくため、事前申込は、前期（第 1 回～第 5 回）と後期（第 6 回～第 10 回）の 2 回に分けて受付を行い、受験できる回数は、前期・後期で各 1 回（合計 2 回）までとします。
- 有害鳥獣による農業被害額が高い県南部地域を支援する必要があることから、南房総市で開催するわな猟の試験（第 8 回）については、南部地域在住者の優先申込の回とします。

1 試験の区分

試験は、次の狩猟免許の種類ごとに実施します。

狩猟免許の種類	猟法の種類
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法
第一種銃猟免許	装薬銃、空気銃を使用する猟法
第二種銃猟免許	空気銃を使用する猟法

2 受験資格

千葉県内に住所を有し（住民登録がある）、次のいずれにも該当しない方。

- （１） 狩猟免許試験実施日に 20 歳（網猟免許、わな猟免許にあつては 18 歳）に満たない方。
- （２） 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）の他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
- （３） 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- （４） 上記（１）（２）（３）以外で、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い方
- （５） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していない方
- （６） 狩猟免許を取り消され、その後 3 年を経過していない方（取消しに係る種類のものに限る）
- （７） 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

3 試験日程

事前申込は、前期（第1回～第5回）と後期（第6回～第10回）に分けて、受付を行います。

受験できる回数は、前期・後期それぞれ1回（合計2回）までです。

※ 例）6月28日にわな猟、29日に第一種銃猟という申込はできません。

また、同一試験日における併願受験はできません。

※ 例）7月23日に網猟とわな猟を同時に受験することはできません。

（1）前期

回数	実施月日	免許の種類	定員数	会場	事前申込 受付期間	申込受付 通知発送	申請書受付期間 (土日祝日を除く)
1	6月28日 (土)	わな猟	95名	千葉県 射撃場 市原市 古敷谷 2620 番地	・郵送受付 (消印による先着順) (各回定員の2割) 5月7日(水)～ 5月8日(木)の消印 のみ有効 ※同日の消印で定員を 超える応募があった 場合抽選 ・電子申請 (先着順) (各回定員の8割) 5月12日(月)正午 ～5月13日(火)	5月19日 (月)頃	5月23日(金) ～ 6月2日(月)
2	6月29日 (日)	第一種 銃猟	60名				
3	7月23日 (水)	網猟 わな猟	10名 85名			5月26日 (月)頃	6月13日(金) ～ 6月25日(水)
4	7月24日 (木)	第一種 銃猟 第二種 銃猟	計60 名				
5	8月9日 (土)	わな猟	95名				

（2）後期

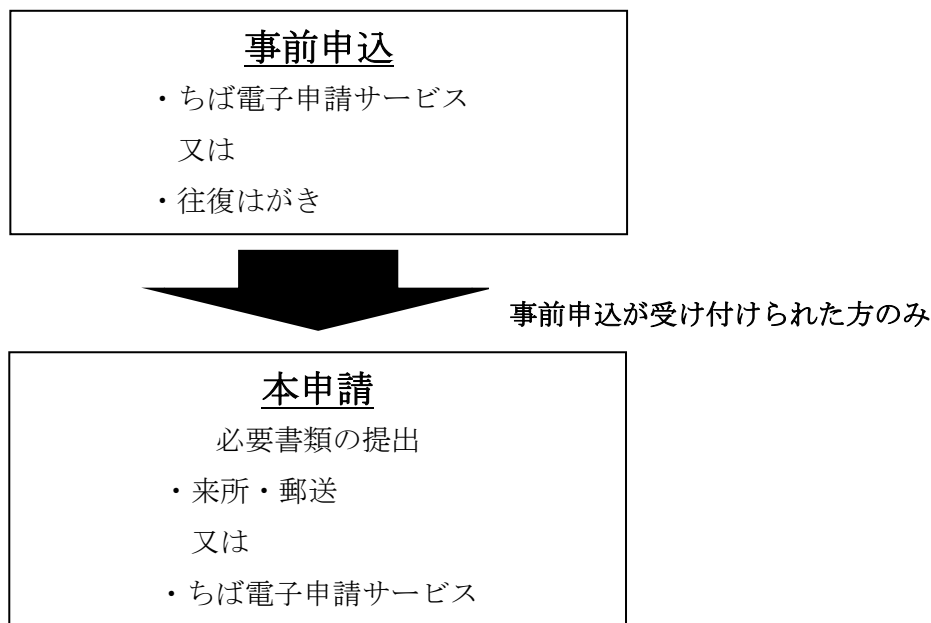
回数	実施月日	免許の種類	定員数	会場	事前申込 受付期間	申込受付 通知発送	申請書受付期間 (土日祝日を除く)
6	10月25日 (土)	網猟 わな猟	10名 85名	千葉県 射撃場 市原市 古敷谷 2620 番地	・郵送受付 (消印による先着順) (各回定員の2割) 9月2日(火)～ 9月3日(水)の 消印のみ有効 ※同日の消印で定員を 超える応募があった 場合抽選 ・電子申請 (先着順) (各回定員の8割) 9月4日(木)正午 ～9月5日(金)	9月12日 (金)頃	9月18日(木) ～ 9月29日(月)
7	10月26日 (日)	第一種 銃猟 第二種 銃猟	計60 名				
8	11月30日 (日)	わな猟	90名 南部 地域 在住者 優先※	南房総 市役所 南房総市 富浦町 青木 28番地		10月3日 (金)頃	10月14日(火) ～ 10月27日(月)
9	1月31日 (土)	第一種 銃猟	60名	千葉県 射撃場			
10	2月1日 (日)	わな猟	95名	市原市 古敷谷 2620 番地			12月1日(月) ～ 12月12日(金)

※…第8回は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、君津市及び富津市の在住者の申込を優先して受け付けます。(定員を上回る申込があった場合、南部地域在住者であっても受け付けできないことがあります。)

4 申請

(1) 申請の流れ

多くの受験希望者が見込まれるため、事前申込を行い、申込の受付をした方のみ、本申請（正式な申請）を行っていただきます。



(2) 事前申込

- ※ 第8回は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、君津市及び富津市の在住者の申込を優先して受け付けます。（定員を上回る申込があった場合、南部地域在住者であっても受け付けできないことがあります。）
- ※ 受験できるのは、前期・後期それぞれ1回（合計2回）までです。
- ※ 前期（第1回から第5回）のうち複数の試験に申し込んだ場合又は後期（第6回から第10回）のうち複数の試験に申し込んだ場合は、すべての申込が無効になります。
- ※ 郵送受付で申込をされた方は、ちば電子申請サービスでの申込はできません。
郵送受付で申込をされた方がちば電子申請サービスでも申込を行っていた場合、両方の申込が無効となります。
- ※ 郵送受付は、ちば電子申請サービスが利用できない方のために用意しています。
郵送受付で申込をされた方がちば電子申請サービスでも申込をされた場合、両方の申込が無効となります。

ア ちば電子申請サービス（先着順）による申込

① 方法

パソコン又はスマートフォンでちば電子申請サービスのウェブサイト（事前申込開始日に公開予定）にアクセスし、記載事項を確認の上、事前申込を行ってください。

千葉県ホームページの「狩猟免許試験」のページに、入力フォームへのリンクを掲載します。（「狩猟免許試験」のページは千葉県ホームページのトップ画面の「サイト内検索」から検索してください。）

なお、ちば電子申請サービスでの初日の受付開始時刻は正午です。

※定員に達して申込ができなかった方のために、キャンセル待ちフォームを県ホームページに設けますので、キャンセル待ちを希望される方はそちらからお申込みください。

② 受付期間

- ・前期（第1回～第5回試験）

令和7年5月12日（月）正午から5月13日（火）まで

- ・後期（第6回～第10回試験）

令和7年9月4日（木）正午から9月5日（金）まで

※定員に達した場合は受付期間内であっても、受付を終了します。受付が終了した場合は、県ホームページに掲載します。

③ 定員

各回の定員人数の8割とします。

④ 申込受付通知

ちば電子申請サービスからの申込が完了した方には、申込住所宛てに申込受付通知を下記の日程で発送します。

- ・第1回～第2回試験：5月19日（月）頃
- ・第3回～第5回試験：5月26日（月）頃
- ・第6回～第7回試験：9月12日（金）頃
- ・第8回～第10回試験：10月3日（金）頃

申込受付通知を受領した方は、本申請受付期間内に、必ず本申請を行ってください。

※受付通知が届かない場合は、自然保護課まで御連絡ください。

イ 往復はがき（消印による先着順）による申込

① 方法

往復はがきに下記の必要事項を明記し、郵便局窓口又は郵便ポストへ投函してください。

表	裏
☐ 「往信」 宛名面 ↑	☐ 「返信」 宛名面 ↑
「返信」 文面 ※この面には 何も書かない ください。	「往信」 文面 ↑
あて先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県自然保護課 「狩猟免許試験の事前申込」	御自身のあて先 ・郵便番号 ・住所 ・氏名
記載する事項 ・住所 ・氏名（ふりがなを振ってください） ・生年月日 ・平日の日中に連絡が取れる電話番号 ・受験を希望する狩猟免許の種類 （網、わな、第1種銃猟、第2種銃猟のうちから、 ひとつを選択） ・受験希望回（ひとつを選択） ・有効な狩猟免許所有の有無	

※消印による先着順で申込を受け付けます。
※同日の消印で定員を超える応募があった場合、抽選とします。
※受付期間外の消印の申込は無効とします。
※郵送受付の方の事前申込のキャンセルがあった場合は、応募者の
中から抽選により選ばれた方に、自然保護課から連絡します。

② 受付期間

- ・前期（第1回～第5回試験）
令和7年5月7日（水）～5月8日（木）の間の消印有効
- ・後期（第6回～第10回試験）
令和7年9月2日（火）～9月3日（水）の間の消印有効

③ 定員

各回の定員人数の2割とします。

④ 申込受付通知

先着順で申込受付が完了した方及び抽選で当選した方にのみ、申込住所宛てに申込受付通知を下記の日程で発送します。

- ・第1回～第2回試験：5月19日（月）頃
- ・第3回～第5回試験：5月26日（月）頃
- ・第6回～第7回試験：9月12日（金）頃
- ・第8回～第10回試験：10月3日（金）頃

※受付通知が届いた方は、本申請受付期間内に、必ず本申請を行ってください。

※受付通知が届かない場合は、自然保護課まで御連絡ください。

(3) 本申請

ア 来所又は郵送による申請

① 申請の準備

下記必要書類の(ア)～(オ)を用意してください。

必要書類

(ア) 狩猟免許申請書

- ・申請書は両面印刷で A4 版 1 枚としてください（片面印刷のものは不可）。
- ・申請書の記載事項欄に記入のないもの及び不備な書類は返却することになるので、提出にあたっては十分留意してください。
- ・申請書には、日中確実に連絡の取れる連絡先の電話番号を記入してください。

(イ) 写真

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。

(ウ) 医師の診断書（原本）：1 部（申請日から 1 年以内に診断されたもの）

- ・申請者の方が、上記「2 受験資格」(2)(3)(4)に該当しないことを証するもの。
- ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く）が作成した診断書で構いません。
- ・「かかりつけ医」または精神科、心療内科で診断を受けることが一般的ですが、受診予定の病院に診断書の発行が可能か否かを、事前に照会することをお勧めします。
- ・銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可を現に受けている方は、診断書を添付する必要はありませんが、所持許可証の提示をお願いします（なお、その場合は受付機関で同所持許可証の写し（申請者の写真が貼付されているページ）をいただきます）。

(エ) 受験票送付用切手：110 円切手 1 枚

（郵便料金の改定があった場合は改訂後の金額の切手）

申請を受け付けた県機関から受験票を御自宅に郵送します。試験の際には必ず受験票をお持ちください。

(オ) 手数料

金額	狩猟免許を持っていない場合：1 種類につき 5,200 円
	有効期間内の狩猟免許を持つ方が、これと異なる種類の狩猟免許を受験しようとする場合：1 種類につき 3,900 円
納付方法	<u>千葉県収入証紙</u> を狩猟免許申請書に貼って納付してください。 <u>※収入印紙ではありませんのでご注意ください。</u>

〇〇〇円
千葉県収入証紙

※申請書受理後は、受験の有無にかかわらず、手数料の返還及び試験日の振替はできません。

② 申請

(ア) 来所による申請

- ・上記の①(ア)～(オ)の必要書類を用意し、収入証紙を申請書に貼付してください。
- ・本申請受付期間内に、事前にお電話で御一報の上、お住まいの区域を管轄する県機関（10 ページ「申請書類の提出先」参照）に提出してください（代理人による提出可）。
- ・申請の受付時間は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までです。

(イ) 郵送による申請

- ・上記の①(ア)～(オ)の必要書類を用意し、収入証紙を申請書に貼付してください。
- ・簡易書留等（特定記録、レターパックも可）でお住まいの区域を管轄する県機関（10 ページ「申請書類の提出先」参照）に送付してください（受付期間内必着）。普通郵便で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。
- ・本申請受付期間内に、送付先に郵送したことを電話連絡してください。
※配送トラブルに備え、書類の写しを保管していただくようお願いします。

イ ちば電子申請サービスによる申請

① 申請の準備

下記必要書類の(ア)～(ウ)を用意してください。

必要書類

(ア) 写真

- ・ちば電子申請サービスにデータで添付してください。
- ・申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。
※pdf、png、jpeg、jpg のいずれかの形式

(イ) 医師の診断書（原本）：1 部（申請日から 1 年以内に診断されたもの）

- ・郵送で原本を提出してください。
- ・申請者の方が、上記「2 受験資格」(2)(3)(4)に該当しないことを証するもの。
- ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く）が作成した診断書で構いません。
- ・「かかりつけ医」または精神科、心療内科で診断を受けることが一般的ですが、受診予定の病院に診断書の発行が可能か否かを、事前に照会することをお勧めします。
- ・ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可を現に受けている方は、診断書を郵送する必要はありませんが、所持許可証の写し（申請者の写真が貼付されているページ）を見開きでちば電子申請サービスにデータで添付してください。（※pdf、png、jpeg、jpg のいずれかの形式）

(ウ) 手数料

金額	狩猟免許を持っていない場合：1種類につき 5,200 円	
	有効期間内の狩猟免許を持つ方が、これと異なる種類の狩猟免許を受験しようとする場合：1種類につき 3,900 円	
納付方法	支払方法	決済ブランド
	クレジットカード	VISA, MASTER, JCB, AMEX, Diners
	コード決済	Pay Pay, d 払い, auPAY
	ペイジー	対象の金融機関 ATM やインターネットバンキングで納付

※申請書受理後は、受験の有無にかかわらず、手数料の返還及び試験日の振替はできません。

② ちば電子申請サービスでの申請

パソコン又はスマートフォンでちば電子申請サービスのウェブサイト（本申請開始日に公開予定）にアクセスし、申請を行ってください。

千葉県ホームページの「令和7年度狩猟免許試験のご案内」のページに、入力フォームへのリンクを掲載します。

※顔写真は画像データをちば電子申請サービスに添付してください。

※銃砲所持許可証を提出する方は、顔写真のあるページの写しを見開きでちば電子申請サービスにデータ添付してください。

※マニュアルは千葉県ホームページの「令和7年度狩猟免許試験のご案内」のページからダウンロードしてください。

③ 必要書類の郵送（受付期間内必着）

医師の診断書（原本）を郵送してください（銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可証の写しを提出する場合は不要）。

※申請後すぐに簡易書留等（特定記録、レターパックも可）で郵送してください（受付期間内必着）。

普通郵便で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。提出が確認できないと手数料納付が行えず、審査をすることができません。期限内に到着しなかった場合は受験できません。

④ 手数料納付

電子申請での入力内容及び郵送書類の審査が完了しましたら、申請の際に記入いただいたメールアドレス宛に、申込完了通知メールを送付します。案内に従い、納付期限までに①(ウ)に示した方法で手数料を納付してください。

※期限までに納付されない場合は受験できません。

⑤ 受験票の印刷

書類審査が完了し手数料の納付が確認できましたら、申請の際に記入いただいたメールアドレス宛に受験票を送付します。内容を確認し、A4 用紙に印刷して必ず試験当日会場に持参してください。

申請書類の提出先

お住まいの市町村	提出先	所在地	電話
千葉市・市原市	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町 1-1 南庁舎 1 階	043 (223)2972
市川市・船橋市・習志野市・ 八千代市・浦安市	葛南地域振興事務所	船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階	047 (424)8092
松戸市・野田市・柏市・ 流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本 7	047 (361)4048
成田市・佐倉市・四街道市・ 八街市・印西市・白井市・ 富里市・酒々井町・栄町	印旛地域振興事務所	佐倉市鐺木仲田町 8-1	043 (483)1447
香取市・神崎町・多古町・東 庄町	香取地域振興事務所	香取市佐原イ 92-11	0478 (54)7505
銚子市・旭市・匝瑺市	海匝地域振興事務所	旭市ニ 1997-1	0479 (64)2825
東金市・山武市・大網白里市・ ・九十九里町・芝山町・横芝光 町	山武地域振興事務所	東金市東新宿 1-11	0475 (55)3862
茂原市・一宮町・睦沢町・長 生村・白子町・長柄町・長南 町	長生地域振興事務所	茂原市茂原 1102-1	0475 (26)6731
勝浦市・いすみ市・大多喜 町・御宿町	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稻 472-2	0470 (82)2451
館山市・鴨川市・南房総市・ 鋸南町	安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470 (22)8711
木更津市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所	木更津市貝渕 3-13-34	0438 (23)2285

5 試験案内

(1) 試験当日の日程

時間	内容	備考
午前 8 時 30 分～ 午前 8 時 50 分	試験受付	時間内に受付を行ってください。
午前 9 時 00 分～ 正午	知識試験及び 適性試験	適性試験は、知識試験終了後に順次開始し、受験者全員について行います。
午後 1 時～ 午後 4 時 30 分	技能試験	技能試験は、知識試験及び適性試験の合格者について行います。

※ 午前 9 時 00 分の知識試験開始以降、遅刻した場合は受験できませんので御注意ください。

(2) 試験方法

知識試験、適性試験及び技能試験を行います。ただし、技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した方について実施します。

ア 知識試験

知識試験は、次の事項について択一式の筆記試験により行います。なお、試験時間は 90 分で、知識試験の合格基準は 70 パーセント以上の成績です。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令
- ② 猟具に関する知識
- ③ 鳥獣に関する知識
- ④ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

イ 適性試験

適性試験の科目と合格基準は、下表のとおりです。

※眼鏡、補聴器等が必要な方は必ずお持ちください。

科目	合格基準
視力	網猟免許・わな猟免許に係る適性試験 ・ 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.5 以上であること。 ・ ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許に係る適性試験 ・ 視力が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。 ・ ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない方又は一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	・ 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。 ・ ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ウ 技能試験

技能試験は、下表の左欄に掲げる狩猟免許の種類に応じた課題について行います。技能試験の採点は、減点式採点法により行い、その合格基準は 70 パーセント以上の成績です。

狩猟免許の種類	課題
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 2 条第 2 号に掲げる網のひとつを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 2 条第 3 号に掲げるわなのひとつを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下 2 から 4 までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。 3 2 人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを、模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を、模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

（3）試験の免除

有効期間内の狩猟免許を持つ方が、これと異なる種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受験する場合は、知識試験の一部が免除され、猟具に係る問題のみ出題されます。なお、この場合の試験時間は 30 分です。

6 初心者狩猟講習会の開催

一般社団法人千葉県猟友会において、狩猟免許試験受験者を対象とした「初心者狩猟講習会」を開催しています（受講は任意）。その概要は以下のとおりです。

- ・講習の申込をすると、狩猟に関するテキストや知識試験の例題集等が配付されます。
- ・講習会当日は、知識試験の講習と技能試験の実技指導を受けることができます。
- ・講習会の詳細や申込方法については、千葉県猟友会ホームページを御覧いただくか、千葉県猟友会事務局（電話：043-222-6033）へ直接お問い合わせください。

7 その他

- ・自己都合により受験できない場合、手数料の払い戻しはできませんので御了承ください。
- ・合格発表の方法、日程等については試験当日に案内します。
- ・狩猟免許試験に関し不明な点は、以下へお問い合わせください。

千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班 TEL 043-223-2972

各地域振興事務所地域環境保全課（「申請書類の提出先」参照）